

水道「中止」手続きのご案内

「給水装置変更届」の必要事項を記入して水道課まで届出ください。

◎水道使用中止のお申込記入箇所

- ①届出者 … 引越前の住所・氏名・電話番号を記入
- ②設置場所 … 使用している水道の設置場所を記入
(アパート等の場合は下段に名称・部屋番号を記入)
- ③変更年月日 … **届出の翌日以降で中止を希望する日**
※アパートの場合は家主・管理会社等との退去立会日の翌日以降
- ④「使用者」のうち「旧」使用者欄
… 契約者(料金負担者)の氏名とフリガナ、引越先の郵便番号、新住所、電話番号を記入

※届出は、水道使用中止の前日までに手続きをお願いします。

※作業は、変更日の午前中に行います。時間指定はできません。変更日早朝より使用される場合は、その前営業日を変更日としてください。

なお、土日祝日及び年末年始の役場閉庁期間(12/29~1/3)については、作業を行っていませんのでご了承ください。

(例) 金曜日の届出分 → 翌週月曜日の中止となります。

※前回検針日から中止日までの精算分水道料金は、引越後新住所へ納付書を発送します。

納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済サービス事業者をご利用できますので、精算分納付書到着後は速やかにお支払いをお願いします。

※口座振替をご利用の方は、引越後に精算分を料金振替します。

次の振替日(翌奇数月末日)まで振替できるよう通帳は廃冊しないようお願いします。

※中止時は検針票の発行ができません。あらかじめご了承ください。

納付書払いの方は、精算分納付書で使用水量等をご確認ください。

〈お問い合わせ先〉美浜町役場 水道課 業務係 TEL 0569-82-1111 (内線 238)

届出先 水道課 FAX 0569-82-4445 (直通・送付書不要)

Eメール suidou@town.aichi-mihama.lg.jp

郵送 〒470-2492

愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地

美浜町役場 水道課 まで

※郵送の場合は、前日到着受付分を翌日対応します。